

令和元年 11 月 7 日

一般社団法人 全国測量設計業協会連合会 様

国土交通省 国土地理院
地理空間情報部 情報企画課

「測量成果の複製及び使用に係る承認事務について（技術的助言）」の送付

日頃より、国土地理院の業務に関して御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。
表記につきまして、別添のとおり書類を送付させていただきます。関係部署への回送方よろしくお願ひします。

なお、本件に関する問い合わせ先は、下記囲み内に記載しております。ご不明な点がありましたら下記までお問い合わせください。また、参考情報を国土地理院ウェブサイトに掲載しておりますので、併せてご覧ください。

記

【送付書類】

- ・ 測量成果の複製及び使用に係る承認事務について（技術的助言） 一式
- ・ 参考資料 一式

※問合せ先：

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番

国土交通省 国土地理院（本院）

地理空間情報部

電子国土調整官 福島 TEL：029-864-6926（直通）

情報企画課長 島田 TEL：029-864-5962（直通）

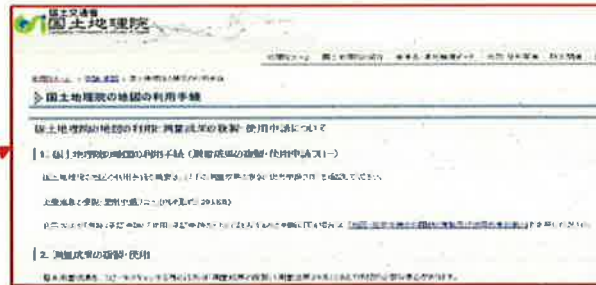
FAX：029-864-8285

E-mail：gsi-tsu-fukusei@gxb.mlit.go.jp

※国土地理院の地図の利用手続に関するホームページ

地理院ホーム > 申請・承認 > 国土地理院の地図の利用手続

<http://www.gsi.go.jp/LAW/2930-index.html>



国地地情第 72 号

令和元年 11 月 7 日

一般社団法人 全国測量設計業協会連合会会長 殿

国土地理院 地理空間情報部長

測量成果の複製及び使用に係る承認事務について（技術的助言）

標記について、別紙のとおり通知したので、参考までに送付いたします。

(〇〇地方測量部長経由)
都道府県知事 へ
(測量計画機関の長)

国土交通省国土地理院長

測量成果の複製及び使用に係る承認事務について（技術的助言）

標記については、これまでも測量法（昭和 24 年法律第 188 号）（以下「法」という。）に基づく「測量法の一部を改正する法律の施行について（技術的助言）」（平成 20 年 4 月 1 日国地総務第 343 号）及び「公共測量の測量成果の複製及び使用に係る承認事務について（技術的助言）」（平成 26 年 8 月 25 日国地総務第 87 号）を通知し運用していただいているところです。

近年、デジタルデータが普及し、オープンデータ化が推進されている状況を考慮し、地図等の利用手続のあり方について学識経験者を委員とする測量行政懇談会の下で検討が行われ、報告書（提言）が国土地理院長に提出されました。

このような背景から、測量成果の一層の活用促進のため、法第 29 条の規定に基づき基本測量の測量成果の複製の承認に関する基準及びその取扱いを定めた「測量法第 29 条の規定に基づく承認取扱要領」等について、所要の改正を行いました。改正内容及び関連する法の趣旨を改めて御理解いただくとともに当該承認事務の統一化のため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項規定に基づく技術的助言として通知しますので、下記に留意の上、適切な運用をお願いします。

また、貴職におかれては、貴管内市区町村長に対しても、この旨周知方をお願いします。

記

1. 測量成果の複製に係る承認事務について（法第 29 条及び第 43 条関係）

測量の正確さを確保するため、法では、基本測量及び公共測量を行う際の測量の基準を定めるとともに、公共測量については国土交通大臣による作業規程（観測機械の種類、観測方法、計算方法等を規定したもの）の承認、国土地理院の長による公共測量計画書に対する助言及び測量成果の審査という測量の実施段階における手続が定められている。

しかし、これらにより正確な測量成果が作成されたとしても、測量成果を複製し利用する段階において、測量の正確さが損なわれては法の趣旨が達成されないおそれがある。

このため、法第 29 条及び法第 43 条において、測量成果の複製に係る国土地理院の長及び測量計画機関の長による承認制度が設けられており、測量成果を、測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をと

るために複製しようとする場合に限り承認を要することとしている。

国土地理院では法に基づいた基本測量の測量成果の複製承認に関する基準として、「測量法第29条の規定に基づく承認取扱要領」（平成20年国地達第13号）（以下「承認取扱要領」という。）及び「測量法第29条の規定に基づく承認取扱要領の運用及び解釈」（以下「運用解釈」という。）を定め承認事務を行っているところであるが、今般、測量成果の活用をさらに進めるため、承認取扱要領及び運用解釈（以下「要領等」という。）について、申請不要となる範囲の拡大など所要の改正を行った（別紙1・2）。

各測量計画機関におかれては、法の趣旨を踏まえた上で測量成果の一層の活用促進の観点から要領等を参照し、公共測量の測量成果に係る円滑な複製承認事務の運用の参考としていただきたい。

なお、運用にあたっては、要領等において「測量法第29条」とあるのは「測量法第43条」と、「国土地理院の長」とあるのは「測量計画機関の長」と、「法第29条」とあるのは「法第43条」と、「法第30条」とあるのは「法第44条」と、「基本測量」とあるのは「公共測量」と読み替えるものとする。なお、運用解釈の第2条関係第5項、第3条関係、第4条関係第1項については、計画機関の実情に合わせて適宜、変更されたい。

2. 測量成果の使用に係る承認事務について（法第30条及び法第44条関係）

基本測量もしくは公共測量の測量成果の使用について、測量を実施しようとする者の申請手続が法令に違反している場合、又は使用しようとする測量成果が測定の正確さを確保する上で適切でない場合を除き、国土地理院の長もしくは測量計画機関は承認しなければならないと法第30条及び法第44条において規定しており、引き続き、制度の適切な運用に努めるべきである。

また、基本測量もしくは公共測量の測量成果を使用して測量したものを、刊行し又はインターネット等により不特定多数の者が手に入れることができるようにする行為に対しては、出典の明示を義務づけている。各測量計画機関におかれては、このような法の趣旨を踏まえて公共測量の測量成果に係る使用承認事務の運用に努めるべきである。

なお、基本測定の測量成果における使用承認事務において、二次的利用以降の利用については出典明示義務及び承認の対象から除外している。

【参照条文】 測量法抜粋

（測量成果の複製）

第二十九条 基本測定の測量成果のうち、地図その他の図表、成果表、写真又は成果を記録した文書（これらが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて作成されている場合における当該電磁的記録を含む。第四十三条において「図表等」という。）を測定の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土地理院の長の承認を得なければならない。

(測量成果の使用)

第三十条 基本測量の測量成果を使用して基本測量以外の測量を実施しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土地理院の長の承認を得なければならない。

- 2 国土地理院の長は、前項の承認の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その承認をしなければならない。
 - 一 申請手続が法令に違反していること。
 - 二 当該測量成果を使用することが当該測量の正確さを確保する上で適切でないこと。
- 3 第一項の承認を得て測量を実施した者は、その実施により得られた測量成果に基本測量の測量成果を使用した旨を明示しなければならない。
- 4 基本測量の測量成果を使用して刊行物（当該刊行物が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項及び第四十四条第四項において同じ。）を刊行し、又は当該刊行物の内容である情報について電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとろうとする者は、当該刊行物にその旨を明示しなければならない。

(測量成果の複製)

第四十三条 公共測量の測量成果のうち図表等を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。

(測量成果の使用)

第四十四条 公共測量の測量成果を使用して測量を実施しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。

- 2 測量計画機関は、前項の承認の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その承認をしなければならない。
 - 一 申請手続が法令に違反していること。
 - 二 当該測量成果を使用することが測量の正確さを確保する上で適切でないこと。
- 3 第一項の承認を得て測量を実施した者は、その実施により得られた測量成果に公共測量の測量成果を使用した旨を明示しなければならない。
- 4 公共測量の測量成果を使用して刊行物を刊行し、又は当該刊行物の内容である情報について電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとろうとする者は、当該刊行物にその旨を明示しなければならない。

測量法第 29 条の規定に基づく承認取扱要領

制 定 平成 20 年 3 月 31 日 国地達第 13 号
一部改正 平成 22 年 11 月 10 日 国地達第 22-2 号
一部改正 令和 元年 11 月 1 日 国地達第 17 号

(趣旨)

第 1 条 測量法（昭和 24 年法律第 188 号。以下「法」という。）第 29 条の規定に基づく測量成果の複製承認の基準及びその取扱いについては、別に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(承認が必要な複製)

第 2 条 法第 29 条に規定する「測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置」には、次の各号に掲げるものが該当するものとする。

- 一 測量を実施する者に対して、測量成果を提供するために複製するもの
 - 二 有償であるか又は無償であるかを問わず、複製した測量成果及びそれを含む情報を書籍、パンフレット又は CD-ROM その他のもので不特定多数の者に対し発行するもの
 - 三 電気通信回線を通じてインターネット又は電子メールその他の方法により、複製した測量成果及びそれを含む情報を公表し、不特定多数の者がそれらを閲覧又は入手できる状態に置くもの
- 2 前項の場合において、複製により得られる成果（以下「複製品」という。）が測量成果としての正確さを要しないものは、同項各号に掲げるものから除くものとする。

測量法第 29 条の規定に基づく承認取扱要領の運用及び解釈（以下「(運)」とする。）

第 2 条関係

- 1 要領第 2 条第 1 項でいう「複製」の事例を、次に示す。
 - 一 測量成果をコピー、スキャン等で複製したものを、単に背景として用いるもの
 - 二 測量成果の一部の情報を間引いたり、独自情報を付加するだけのもの

- 三 測量成果の情報を読み取って、作り変えることはしないもの
- 2 要領第2条第2項でいう「複製により得られる成果（以下「複製品」という。）が測量成果としての正確さを要しないもの」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- 一 書籍及びパンフレットへの地図の挿入（地図帳及び折込み地図を除く。）
 - 二 緯度経度等の位置座標のない複製品のみの作成（一部の場合を除く。）
 - 三 前各号に掲げるものに準ずるもの
- 3 前項第二号の「一部の場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
- 一 国土の管理に関わる地図情報（管内図、各種公共事業計画・施設管理図、ハザードマップ、その他防災関係マップ等）を作成する場合
 - 二 国土地理院の地図に元々記載されているもの（地形（等高線、海岸線及び河川）、道路、地名、行政界ほか）を、実質的に異なる表記に変更する場合。ただし、記載の削除のみの場合を除く。
 - 三 販売されている国土地理院の刊行物（紙地図を含む。）と比較して、一見して違いが明確に判別できない場合
 - 四 前各号に掲げる場合に準ずる場合
- 4 要領第2条第1項第二号でいう「不特定多数の者に対し発行するもの」及び同項第三号でいう「不特定多数の者がそれらを読覧又は入手できる状態に置くもの」とは、次に掲げるもの以外の複製をいう。
- 一 私的利用、社内、サークル、同好会、学校その他教育機関等の組織内での複製
 - 二 特定の者に対して提出する申請書、報告書等の添付資料や説明資料としての複製
 - 三 論文又は試験問題に利用するための複製
 - 四 一時的な資料として利用するための複製
 - 五 前各号に掲げる複製に準ずる複製
- 5 第2項及び第4項の各号のいずれかに該当する場合の出典の記載については、国土地理院コンテンツ利用規約を準用する。
- 6 前項の出典の記載については、原則として作成した地図等が掲載されている箇所に記載しなければならない。ただし、これが困難な場合には、印刷物においてはその巻頭や巻末等、ウェブサイトやシステム等においては説明のページや説明書等への記載でもよいものとする。

（承認）

第3条 国土地理院の長は、測量成果を複製しようとする者から申請があったときは、

申請の形式上の要件に適合しない場合又は次の各号のいずれかに該当する場合を除き、承認するものとする。

- 一 法第27条第2項に規定する国土交通大臣が行う刊行又は電磁的方法による提供を害するおそれがあると認められるもの。
- 二 偽りその他不正な手段により承認を受けようとするもの
- 三 個人情報保護等の個人の権利利益、国の安全等を害すること又は犯罪行為その他違法な行為に用いる目的で複製することが明らかなもの
- 四 申請された複製の目的に照らし、適切でない測量成果を複製するもの
- 五 複製の作業方法が不適切で、複製品の正確さを確保する上で適切でないもの
- 六 前各号に掲げるもののほか、国土地理院の長が特に必要と認めるもの

(運) 第3条関係

要領第3条第一号でいう「法第27条第2項に規定する国土交通大臣が行う刊行又は電磁的方法による提供を害するおそれがあると認められるもの」には、地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第3項に規定する基盤地図情報及び地理院タイル等の国土地理院のウェブサイトで提供されている測量成果を用いる複製を含まないものとする。

(承認の条件)

第4条 国土地理院の長は、前条の承認に当たっては、次の各号に掲げる条件を付することができる。

- 一 承認を得て測量成果を複製した旨、承認番号及び承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には国土地理院の長の承認を得なければならないことを複製品に明示すること
- 二 複製品を作成したときは、速やかに当該複製品を国土地理院の長に提出すること
- 三 電気通信回線を通じてインターネット及び電子メールその他の方法により、複製した測量成果及びそれを含む情報を公表したときは、速やかにホームページアドレス等を電子メールその他の方法により国土地理院の長に報告すること
- 四 前3号に掲げるもののほか、国土地理院の長が必要と認める事項

(運) 第4条関係

1 要領第4条第一号の規定による承認を得て測量成果を複製した旨及び承認番号の明示の例は、次のとおりとする。

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 00 JH f 00」

※ R の部分には、元号の頭文字に該当するアルファベットを示し、00 の部分には、それぞれ年度と承認番号を記載する。JH の部分には、承認を受けた事務処理担当部署を示す記号（JH：情報企画課・HO：北海道・TO：東北・KT：関東・HK：北陸・CB：中部・KK：近畿・CG：中国・SI：四国・KU：九州・OK：沖縄）を記載する。

また、承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には国土地理院の長の承認を得なければならないことの明示の例は、次のとおりとする。

「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

- 2 前項の明示の記載については、原則として作成した地図等が掲載されている箇所に記載しなければならない。ただし、これが困難な場合には、印刷物においてはその巻頭や巻末等、ウェブサイトやシステム等においては説明のページや説明書等への記載でもよいものとする。
- 3 要領第4条第四号でいう「国土地理院の長が必要と認める事項」には、次に掲げる事項を含むものとする。
 - 一 測量成果の複製及び利用にあたり適正な管理を行うため、承認を得た測量成果がデジタルのものであって、それを複製してデジタルの複製品を作成する場合には、当該測量成果に添付された記録を活用することにより日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。）X7115に準拠したメタデータを作成すること。
なお、メタデータを作成するにあたっては、履歴の情報を併せ記載すること。
 - 二 営利を目的とした複製であって、複製しようとする測量成果（以下「原成果」という。）が現に刊行しているもの、又は国土地理院の長が定めるものであり、複製物が原成果と比較して一見して違いが明確に判別できないものは、測量成果の利用に関する契約を締結し、別途定める測量成果の使用料を国土地理院の長が指定する期限までに納付すること。
 - 三 基本測量成果は、最新版又は目的に応じた版を使用すること。

（報告の徴収）

第5条 国土地理院の長は、承認を得た者に対し、承認に係る複製品に関して必要な報

告を求めることができる。

(二次的複製)

第6条 承認を得た者以外の者が承認を得た者の複製品を複製しようとするときは、法第29条の規定の適用を受けるものとする。

(承認取消の届出)

第7条 承認を得た者が当該承認の取消しを求めようとするときは、速やかに国土地理院の長に届け出るものとする。

(承認の取消し)

第8条 国土地理院の長は、承認を得た者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取消することができる。

- 一 前条に基づく届出があったとき
- 二 承認後に第3条各号のいずれかに該当することが判明したとき
- 三 承認に付した条件に従わなかったとき

(法第30条との関係)

第9条 次の各号のいずれかに該当するものは、これを測量を実施する行為とみなし、法第30条の規定に基づいて処理すべきものとする。

- 一 測量成果を複製した者が、複製品を測量に用いるもの
- 二 測量成果に対し、大量の情報の付加若しくは削除又は著しい表現方法の変更等を伴うものであって、新たに作成される測量成果が複製しようとする測量成果とは別種の測量成果と判断されるもの

(運) 第9条関係

要領第9条第二号でいう「測量成果に対し、大量の情報の付加若しくは削除又は著しい表現方法の変更等を伴うものであって、新たに作成される測量成果が複製しようとする測量成果とは別種の測量成果と判断されるもの」の事例を、次に示す。

- 一 基の測量成果に手を入れて別種の地図を作成するもの
- 二 測量によって得たデータ等を付加し、独創性のある主題図を作成するもの
- 三 ベクトルデータを使用して、紙地図やラスター画像を作成するもの

(国土地理院が実施する公共測量の測量成果の複製)

第10条 国土地理院が実施する公共測量の測量成果の法第43条の規定に基づく複製承認の基準及びその取扱いについては、この要領を準用する。

附 則

- 1 この達は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 測量法第29条の規定に基づく承認取扱要領（平成11年国地達第7号）は廃止する。

附 則

この達は、平成22年11月10日から施行する。

附 則

この達は、令和元年12月10日から施行する。

測量法第 29 条の規定に基づく承認取扱要領（令和元年 12 月 10 日施行）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

| 改正 | 現行 |
|--|--|
| <p>（承認が必要な複製）</p> <p>第 2 条 法第 29 条に規定する「測用の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置」には、次の各号に掲げるものが該当するものとする。</p> <p>一 測量を実施する者に対して、測量成果を提供するために複製するもの</p> <p>二 有償であるか又は無償であるかを問わず、複製した測量成果及びそれを含む情報を書籍、パンフレット又は CD-R O M 其他のもので不特定多数の者に対し発行するもの</p> <p>三 電気通信回線を通じてインターネット又は電子メールその他の方法により、複製した測量成果及びそれを含む情報を公表し、不特定多数の者がそれらを閲覧又は入手できる状態に置くもの</p> <p><u>2 前項の場合において、複製により得られる成果（以下「複製品」という。）が測量成果としての正確さを要しないものは、同項各号に掲げるものから除くものとする。</u></p> <p>測量法第 29 条の規定に基づく承認取扱要領の運用及び解釈（以下「運」とする。）</p> <p>（運）第 2 条関係</p> <p>1 要領第 2 条第 1 項でいう「複製」の事例を、次に示す。</p> <p>一 <u>測量成果をコピー、スキャン等で複製したものを、単に背景として用いるもの</u></p> | <p>（承認が必要な複製）</p> <p>第 2 条 法第 29 条に規定する「測用の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置」には、次の各号に掲げるものが該当するものとする。<u>ただし、刊行物等に内容を補足するために、少量の地図等を補助的に挿入するものを除く。</u></p> <p>一 測量を実施する者に対して、測量成果を提供するために複製するもの</p> <p>二 有償であるか又は無償であるかを問わず、複製した測量成果及びそれを含む情報を書籍、パンフレット又は CD-R O M 其他のもので不特定多数の者に対し発行するもの</p> <p>三 電気通信回線を通じてインターネット又は電子メールその他の方法により、複製した測量成果及びそれを含む情報を公表し、不特定多数の者がそれらを閲覧又は入手できる状態に置くもの</p> <p>測量法第 29 条の規定に基づく承認取扱要領の運用及び解釈（以下「運」とする。）</p> <p>（運）第 2 条関係</p> <p><u>「刊行物等に内容を補足するために、少量の地図等を補助的に挿入するもの」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</u></p> |

- 二 測量成果の一部の情報を間引いたり、独自情報を付加するだけのもの
- 三 測量成果の情報を読み取って、作り変えることはしないもの
- 2 要領第 2 条第 2 項でいう「複製により得られる成果（以下「複製品」という。）が測量成果としての正確さを要しないもの」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- 一 書籍及びパンフレットへの地図の挿入（地図帳及び折込み地図を除く。）
- 二 緯度経度等の位置座標のない複製品のみ作成（一部の場合を除く。）
- 三 前各号に掲げるものに準ずるもの
- 3 前項第二号の「一部の場合作」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。
- 一 国土の管理に関わる地図情報（管内図、各種公共事業計画・施設管理図、ハザードマップ、その他防災関係マップ等）を作成する場合
- 二 国土地理院の地図に元々記載されているもの（地形（等高線、海岸線及び河川）、道路、地名、行政界ほか）を、実質的に異なる表記に変更する場合。ただし、記載の削除のみの場合を除く。
- 三 販売されている国土地理院の刊行物（紙地図を含む。）と比較して、一見して違いが明確に判別できない場合
- 四 前各号に掲げる場合に準ずる場合
- 4 要領第 2 条第 1 項第二号でいう「不特定多数の者に対し発行するもの」及び同項第三号でいう「不特定多数の者がそれらを閲覧又は入手できる状態に置くもの」とは、次に掲げるもの以外の複製をいう。

- 1 書籍、冊子、報告書、リーフレット等（以下「書籍等」という。）の場合
- 一 書籍等の 1 ページの大きさに対し $1/4$ 以下の大きさで地図等の一部を掲載するもの
- 二 書籍等の 1 ページの大きさに対し $1/2$ 以下の大きさで地図等の一部を掲載しようとする場合は、書籍等の総ページ数の 30% 以内で利用するもの
- 三 書籍等の 1 ページの大きさに対し $1/2$ を超え、1 ページに収まる大きさで地図等の一部を掲載しようとする場合は、書籍等の総ページ数の 10% 以内で利用するもの
- 四 書籍等の内容に合致する地図等の一部を書籍等の表紙に利用するもの
- 2 Web サイト等の場合
- 一 300×400 ピクセル以下の大きさで地図等の一部（ラスタ形式）を掲載するもの
- 二 300×400 ピクセルを超え、画面に収まる大きさで地図等の一部（ラスタ形式）を掲載しようとする場合は、Web サイト全体の中で 5 枚まで利用するもの。ただし、スクロール機能により画面の大きさ以上の地図等を見ることができる場合を除く。

- 一 私的利用、社内、サークル、同好会、学校その他教育機関等の組織内での複製
- 二 特定の者に対して提出する申請書、報告書等の添付資料や説明資料としての複製
- 三 論文又は試験問題に利用するための複製
- 四 一時的な資料として利用するための複製
- 五 前各号に掲げる複製に準ずる複製
- 5 第2項及び第4項の各号のいずれかに該当する場合の出典の記載については、国土地理院コンテンツ利用規約を準用する。
- 6 前項の出典の記載については、原則として作成した地図等が掲載されている箇所に記載しなければならない。ただし、これが困難な場合には、印刷物においてはその巻頭や巻末等、ウェブサイトやシステム等においては説明のページや説明書等への記載でもよいものとする。

(承認)

第3条 国土地理院の長は、測量成果を複製しようとする者から申請があったときは、申請の形式上の要件に適合しない場合又は次の各号のいずれかに該当する場合を除き、承認するものとする。

- 一 法第27条第2項に規定する国土交通大臣が行う刊行又は電磁的方法による提供を害するおそれがあると認められるもの。
- 二 偽りその他不正な手段により承認を受けようとするもの
- 三 個人情報保護等の個人の権利利益、国の安全等を害すること又は犯罪行為その他違法な行為に用いる目的で複製することが明らかなもの

(承認)

第3条 国土地理院の長は、測量成果を複製しようとする者から申請があったときは、申請の形式上の要件に適合しない場合又は次の各号のいずれかに該当する場合を除き、承認するものとする。

- 一 法第27条第2項に規定する国土交通大臣が行う刊行又は電磁的方法による提供を害するおそれがあると認められるもの。
- 二 偽りその他不正な手段により承認を受けようとするもの
- 三 公の秩序若しくは善良な風俗に反する目的又は犯罪行為その他違法な行為に用いる目的で複製することが明らかなもの

- 四 申請された複製の目的に照らし、適切でない測量成果を複製するもの
- 五 複製の作業方法が不適切で、複製品の正確さを確保する上で適切でないもの
- 六 前各号に掲げるもののほか、国土地理院の長が特に必要と認めるもの

(運) 第3条関係

要領第3条第一号でいう「法第27条第2項に規定する国土交通大臣が行う刊行又は電磁的方法による提供を害するおそれがあると認められるもの」には、地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)第2条第3項に規定する基盤地図情報及び地理院タイル等の国土地理院のウェブサイトで提供されている測量成果を用いる複製を含まないものとする。

(承認の条件)

第4条 国土地理院の長は、前条の承認に当たっては、次の各号に掲げる条件を付することができる。

- 一 承認を得て測量成果を複製した旨、承認番号及び承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には国土地理院の長の承認を得なければならないことを複製品に明示すること
- 二 複製品を作成したときは、速やかに当該複製品を国土地理院の長に提出すること
- 三 電気通信回線を通じてインターネット及び電子メールその他の方法により、複製した測量成果及びそれを含む情報を公表したときは、速やかにホームページアドレス等を電子メールその他の方法により国土地理院の長に報告すること

- 四 申請された複製の目的に照らし、適切でない測量成果を複製するもの
- 五 複製の作業方法が不適切で、複製により得られる成果(以下「複製品」という。)の正確さを確保する上で適切でないもの
- 六 前各号に掲げるもののほか、国土地理院の長が特に必要と認めるもの

(承認の条件)

第4条 国土地理院の長は、前条の承認に当たっては、次の各号に掲げる条件を付することができる。

- 一 承認を得て測量成果を複製した旨、承認番号及び承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には国土地理院の長の承認を得なければならないことを複製品に明示すること
- 二 複製品を作成したときは、速やかに当該複製品を国土地理院の長に提出すること
- 三 電気通信回線を通じてインターネット及び電子メールその他の方法により、複製した測量成果及びそれを含む情報を公表したときは、速やかにホームページアドレス等を電子メールその他の方法により国土地理院の長に報告すること

四 前3号に掲げるもののほか、国土地理院の長が必要と認める事項

(運) 第4条関係

1 要領第4条第一号の規定による承認を得て測量成果を複製した旨及び承認番号の明示の例は、次のとおりとする。

「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 00 JH f 00」

※ Rの部分には、元号の頭文字に該当するアルファベットを示し、00の部分には、それぞれ年度と承認番号を記載する。
JHの部分には、承認を受けた事務処理担当部署を示す記号
(JH:情報企画課・HO:北海道・TO:東北・KT:関東・HK:北陸・CB:中部・KK:近畿・CG:中国・SI:四国・KU:九州・OK:沖縄)を記載する。

また、承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には国土地理院の長の承認を得なければならないことの明示の例は、次のとおりとする。

「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

2 前項の明示の記載については、原則として作成した地図等が掲載されている箇所に記載しなければならない。ただし、これが困難な場合には、印刷物においてはその巻頭や巻末等、ウェブサイトやシステム等においては説明のページや説明書等への記載でもよいものとする。

四 前3号に掲げるもののほか、国土地理院の長が必要と認める事項

(運) 第4条関係

四号でいう「国土地理院の長が必要と認める事項」には、次に掲げる事項を含むものとする。

1 測量成果の複製及び利用にあたり適正な管理を行うため、承認を得た測量成果がデジタルのものであって、それを複製してデジタルの複製品を作成する場合には、当該測量成果に添付された記録を活用することにより日本工業規格(工業標準化法(昭和24年法律第185号)第17条第1項に規定する日本工業規格をいう。)X7115に準拠したメタデータを作成すること。

なお、メタデータを作成するにあたっては、履歴の情報を併せ記載すること。

2 営利を目的とした複製であって、複製しようとする測量成果(以下「原成果」という。)が現に刊行しているもの、又は国土地理院の長が定めるものであり、複製物が原成果と比較して一見して違いが明確に判別できないものは、測量成果の利用に関する契約を締結し、別途定める測量成果の使用料を国土地理院の長が指定する期限までに納付すること。

3 要領第4条第四号でいう「国土地理院の長が必要と認める事項」には、次に掲げる事項を含むものとする。

一 測量成果の複製及び利用にあたり適正な管理を行うため、承認を得た測量成果がデジタルのものであって、それを複製してデジタルの複製品を作成する場合には、当該測量成果に添付された記録を活用することにより日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。)X7115に準拠したメタデータを作成すること。

なお、メタデータを作成するにあたっては、履歴の情報を併せ記載すること。

二 営利を目的とした複製であって、複製しようとする測量成果(以下「原成果」という。)が現に刊行しているもの、又は国土地理院の長が定めるものであり、複製物が原成果と比較して一見して違いが明確に判別できないものは、測量成果の利用に関する契約を締結し、別途定める測量成果の使用料を国土地理院の長が指定する期限までに納付すること。

三 基本測量成果は、最新版又は目的に応じた版を使用すること。

(法第30条との関係)

第9条 次の各号のいずれかに該当するものは、これを測量を実施する行為とみなし、法第30条の規定に基づいて処理すべきものとする。

一 測量成果を複製した者が、複製品を測量に用いるもの

二 測量成果に対し、大量の情報の付加若しくは削除又は著しい表現方法の変更等を伴うものであって、新たに作成される測量成果が複製しようとする測量成果とは別種の測量成果と判断されるもの

(法第30条との関係)

第9条 次の各号のいずれかに該当するものは、これを測量を実施する行為とみなし、法第30条の規定に基づいて処理すべきものとする。

一 測量成果を複製した者が、複製品を測量に用いるもの

二 測量成果に対し、大量の情報の付加若しくは削除又は著しい表現方法の変更等を伴うものであって、新たに作成される測量成果が複製しようとする測量成果とは別種の測量成果と判断されるもの

(運) 第9条関係

要領第9条第二号でいう「測量成果に対し、大量の情報の付加若しくは削除又は著しい表現方法の変更等を伴うものであって、新たに作成される測量成果が複製しようとする測量成果とは別種の測量成果と判断されるもの」の事例を、次に示す。

- 一 基の測量成果に手を入れて別種の地図を作成するもの
- 二 測量によって得たデータ等を付加し、獨創性のある主題図を作成するもの
- 三 ベクトルデータを使用して、紙地図やラスタ画像を作成するもの

令和元年 11 月 7 日
国土地理院

参考資料

- ・ 承認事務に係る様式等

承認事務に係る様式等

- ① 測量成果の複製承認申請書（測量法第 43 条）
- ② 測量標・測量成果の使用承認申請書（測量法第 44 条）
- ③ 測量成果複製承認書（測量法第 43 条）
- ④ 測量成果使用承認書（測量法第 44 条）
- ⑤ 測量成果複製・使用承認取消書

測量成果の複製承認申請書

測量法第43条の規定により下記のとおり承認を申請します。

令和 年 月 日

申請者 住所
氏名 _____ 印

(測量計画機関の長) 殿

| | |
|-------------------------|------------|
| 複製の目的 | |
| 複製する測量成果の種類及び内容 | |
| 複製する測量成果の交付年月日又は地図の発行年次 | |
| 複製の範囲又は区域 | |
| 複製の作業方法 | |
| 複製の期間 | |
| 複製品の利用方法及び配布の範囲 有償 無償 | |
| 複製品の部数 | |
| 複製 機関名 | 名称及び代表者の氏名 |
| | 所在地 |
| 複製 作業者 | 氏 名 |
| | 所在地 |
| 備考 | |

測 量 標
の使用承認申請書
測量成果

測量法第44条の規定により下記のとおり承認申請いたします。

令和 年 月 日

申請者 住 所
氏 名 _____ 印

(測量計画機関の長) 殿

| | |
|--------------------------------|-------------|
| 使用目的又は当該測定の種別 | |
| 測 量 地 域 | |
| 使 用 期 間 | |
| ○使用する測量成果の種類及び内容 | |
| ○測 量 精 度 | |
| 使 用 方 法 | |
| ×使用する測量標の種類及び所在 | |
| ×使用する測量標の上方に測標等を設ける場合はその所在 | |
| ○完成図の縮尺及び名称 | |
| 測量計画機関 | 名 称 |
| | 代 表 者 の 氏 名 |
| | 所 在 地 |
| 測量作業機関 | 名 称 |
| | ×測量業者登録番号 |
| | 代 表 者 の 氏 名 |
| | 所 在 地 |
| ○成 果 入 手 年 月 日 | |
| 公 共 測 量 実 施 計 画 書 提 出 年 月 日 | |
| 備 考 | |

記載要領 ① ×印欄は法第26条及び第39条、○印欄は法第44条に規定する申請の場合にのみ記載すること。

② 使用方法欄は、測量（地図編集等を含む。）作業の方法を詳しく記載すること。

測量成果複製承認書

..... 殿

年 月 日付け 第 号で、貴殿から申請のありました公共測量
成果の複製については、測量法第43条の規定に基づき、下記のとおり承認します。

令和 年 月 日

(測量計画機関の長)

記

1. 承認事項

- (1) 複製目的
- (2) 複製する測量成果の種類及び内容
- (3) 複製期間 承認後 日間
- (4) 複製部数
- (5) 複製作業者

2. 条件 (国土地理院の例)

- (1) 成果品には、次の字句を見やすいところに必ず明示してください。
「測量法に基づく国土地理院長承認（複製） R00 HO f00」
注）R 00 HO f00 の部分は、国土地理院において記載する。
- (2) 複製後、成果品を得たときは、速やかに1部提出してください。なお、Web上で
公開される場合はサイトの URL を報告してください。

3. 承認の取消し

承認事項及び条件は必ず厳守してください。

これらに違反するときは承認を取り消すことがあります。

測量成果使用承認書

----- 殿

年 月 日付け 第 号で、貴殿から申請のありました公共測量成果の使用については、測量法第44条第1項の規定に基づき、下記のとおり承認します。

令和 年 月 日

(測量計画機関の長)

記

1. 承認事項

- (1) 使用目的
- (2) 使用する測量成果の種類及び内容
- (3) 使用期間 承認後 日間
- (4) 測量作業機関

2. 条件 (国土地理院の例)

- (1) 成果品は、次の字句を見やすいところに必ず明示してください。
「測量法に基づく国土地理院長承認（使用） R00 HO s00」
注）R 00 HO s00 の部分は、国土地理院において記載する。
 - (2) 成果品を得たときは、速やかに1部提出してください。なお、Web上で公開される場合はサイトのURLを報告してください。
 - (3) 国土地理院長は、この基本測量成果の使用について、必要に応じ資料又は報告の提出を求めることがあります。

3. 承認の取消し

- 承認事項及び条件は必ず厳守してください。
- これらに違反するときは承認を取り消すことがあります。

⑤

登録番号

測量成果複製・使用承認取消書

-----殿

年 月 日付で、貴殿から申請のありました公共測量成果の複製・使用については、測量法第 条 の規定に基づき、年 月 日付け〇〇〇で承認しましたが、同承認書〇〇〇によりこれを取り消しましたので通知します。

※〇〇〇は承認番号等

令和 年 月 日

測量計画機関の長